

学校法人兵庫医科大学共同研究規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫医科大学又は兵庫医療大学（以下「各大学」という。）において、企業、国、地方公共団体又はその他の機関（以下「外部研究機関」という。）と共同して実施する研究（以下「共同研究」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における共同研究とは、特定の研究課題について外部研究機関と共同で実施する研究をいい、各大学の研究又は教育上有意義であるものでなければならない。

(申請手続)

第3条 共同研究の実施を予定する者は、各大学において研究を担当する代表者（以下「研究代表者」という。）を定めなければならない。

- ② 共同研究の実施を予定する各大学の研究代表者は、原則として研究開始日の1ヶ月前までに共同研究申請書（別紙第1号様式）及び共同研究の計画書を、兵庫医科大学長又は兵庫医療大学長（以下「各学長」という。）に提出しなければならない。なお、共同研究の計画書は、別紙第2号様式又は同様式で求める内容を満たす任意の様式によるものとする。
- ③ 共同研究において外部研究機関が各大学の施設、設備等を使用する必要があるときは、研究代表者はあらかじめ各学長の承認を得るものとする。

(共同研究の承認)

第4条 各学長は、申請のあった共同研究について、各大学における所定の手続きを経て可否を決定し、研究代表者に通知しなければならない。

(契約の締結)

第5条 各学長は、共同研究を承認したときは、速やかに外部研究機関と共同研究契約を締結するものとする。

(研究経費の受入れ)

第6条 外部研究機関は、共同研究契約書に定める研究経費を所定の期日までに納入しなければならない。

- ② 原則として納入された研究経費は返還しない。

(研究経費の取扱)

第7条 外部研究機関は、必要に応じ、各大学の施設における共同研究の遂行に必要な機器備品費、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費その他の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び共同研究の遂行に関連して直接経費以外に必要となる一般管理費（以下「間接経費」という。）の全部又は一部を負担するものとする。

- ② 前項に定める間接経費は、直接経費の15パーセントとする。
- ③ 研究経費により各大学で取得した設備、備品等は、各大学に帰属する。

（研究の変更又は中止）

第8条 研究代表者は共同研究の内容を変更又は中止する必要が生じた場合は、直ちに各学長に申出なければならない。

- ② 各学長は、前項の申出を受けて、共同研究の遂行上やむを得ないと認められるときは、外部研究機関と協議の上、これを変更又は中止することができる。
- ③ 前項にかかわらず、各学長は、共同研究の実施において関係法令又は第5条に定める契約に対する違反が判明したときは、研究代表者に中止を命じることができる。
- ④ 前二項により共同研究を中止した場合で、外部研究機関が負担した既納の研究経費の額に不要が生じたときは、不要となった額の範囲内で、各大学はその全部又は一部を外部研究機関に返還することができる。ただし、第1項による中止の申出が外部研究機関からの申出による場合、又は前項による中止が外部機関の責に帰すべき事由による場合には、当該経費は原則として返還しない。
- ⑤ 共同研究の実施中に多額の費用を要することにより、研究経費に不足が生じたときは、外部研究機関と協議のうえ処理する。

（知的財産権の取扱い）

第9条 共同研究の結果、生じた特許権、実用新案権及び意匠権その他これらに準ずる権利並びにこれらを受ける権利の帰属等については、学校法人兵庫医科大学発明規程及び第5条に規定する共同研究契約書の定めるところによる。

（研究成果の報告）

第10条 研究代表者は、研究期間が終了したときは、遅滞なく研究成果報告書を各学長に報告しなければならない。なお、各学長は必要により、研究代表者に共同研究の実施状況の報告を求めることができる。

（研究成果の公表）

第11条 研究代表者は、原則として共同研究の成果を公表するものとする。ただし、公表の時期・方法等は、外部研究機関と協議して定めるものとする。

(適用除外)

第 12 条 外部研究機関との共同研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を適用しないことができる。

- 1 国、政府関係機関又は地方公共団体等との共同研究
- 2 その他特別な事情があると各学長が認めた共同研究

(事務担当)

第 13 条 この規程に関する事務は、学務部又は神戸キャンパス事務部において行う。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、常務会において行う。

(補則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- ① この規程は、平成 24 年 5 月 15 日から施行する。
- ② 兵庫医科大学共同研究規程（平成 16 年 1 月 26 日施行）は廃止する。

附 則

この改正は平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（事務局組織の一部改組）

(第1号様式)

共 同 研 究 申 請 書

年 月 日

<兵庫医科大学又は兵庫医療大学 学長> 殿

共同研究代表者

所属部署・職名・氏名

印

学校法人兵庫医科大学共同研究規程に基づき、下記のとおり共同研究の実施を申請します。

記

<input type="checkbox"/> 研 究 題 目		
<input type="checkbox"/> 研 究 目 的		
<input type="checkbox"/> 研 究 内 容 (期待される成果を含む)		
<input type="checkbox"/> 研 究 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 研 究 に 要 す る 経 費 (本学が支払う金額)	直接経費	円
	間接経費	円
	合 計	円
<input type="checkbox"/> 外 部 機 関 共 同 研 究 代 表 者 (所属機関・部署・職名・氏名)		
<input type="checkbox"/> 各 委 員 会 へ の 申 請 状 況 (倫理審査委員会等)	※委員会の審査結果通知書を添付する	
<input type="checkbox"/> そ の 他		

以上

(第2号様式)

共同研究計画書

年 月 日

<兵庫医科大学長 又は 兵庫医療大学長> 殿

研究代表者 所属・職名
氏名 印

学校法人兵庫医科大学共同研究規程に基づき、共同研究を実施したいので次のとおり標記計画書を提出します。

- 1 共同研究の題目 :
- 2 計画経費 : 金 円也
- 3 共同研究予定期間 : 年 月 日から 年 月 日
- 4 研究代表者

研 究 代 表 者	所属施設		所属施設所在地	
	連絡先		所属施設における	
	Tel. Fax.		職名	
	Email			
	最終卒業学校及び学位		専攻科目	

5 研究組織

研究分担者名	分担する研究項目	所属施設及び現在の 専門(研究実施場所)	所属施設における職名

6 共同研究の概要(研究の進捗状況がわかるように記入すること)

--

7 共同研究の目的、必要性及び期待される成果

--

8 この共同研究に関連する国内・国外における研究状況及びこの研究の特色・独創的な点

--

9 研究代表者がこの研究に関連して現在までに行った研究状況

--

10 研究計画・方法及び倫理面への配慮

--

11 各種委員会（倫理委員会 等）への申請

本研究の各種委員会 への申請の有無	有	・	無
----------------------	---	---	---

※「有」を選択された場合は、以下の記入欄に申請状況等を記入してください。

委員会名			
承認日	年 月 日	承認(申請)番号	
課題名			
備考			

委員会名			
承認日	年 月 日	承認(申請)番号	
課題名			
備考			

※委員会に申請中、もしくは申請準備中の場合は、備考欄にその旨を記載してください。
また、「承認(申請)番号」及び「承認日」の記入は不要です。

12 研究代表者の研究業績

発表業績：著者氏名・論文名・学協会誌名・巻号(最初と最後の頁)・発表年(西暦)